

【論文】

パンデミック下の減損損失の計上と開示実態

Practice and Disclosure of Assets Impairment during a Pandemic

吉田 武史
YOSHIDA Takeshi

目次

- はじめに
1. パンデミック下での会計処理や会計上の見積への影響
 2. 2020年3月期における減損損失の計上実態
 3. 減損処理の開示からみた収束時期あるいは影響期間の見積
 4. 予測困難な状況における減損処理の問題
- おわりに

(要旨)

本稿では、パンデミック下の、減損処理の実態や開示を検討した上で、そこにおいて生ずる問題点を考察している。パンデミックによる景気後退局面では、減損処理の要となる会計上の見積の困難性に焦点が当てられる。会計上の見積が困難となり、追加情報の開示が要求される。

パンデミックによる景気後退局面において、減損損失が計上される要因は、サプライチェーンの分断、急激な需要の低下、製品輸出の困難性、店舗への来客数の減少、店舗の臨時休業あるいは時間短縮による売上高の減少である。ただし、業種によっては、負の影響と正の影響を同時に受け、減損損失への影響を見極めることが困難である。

IFRSs適用企業では、のれん以外の減損損失は、その戻入れが認められていることから、「過剰な帳簿価額の評価切下げ」が行われ、ビッグバス会計の問題を生じさせる可能性がある。これとは逆に、のれんの減損損失は、戻入れが禁止されていることから、「帳簿価額の評価切下げ不足」が生じ、「too little too late」問題が存在している。

パンデミックの収束時期あるいは影響期間の見積を企業が独自に行うことには、困難性が伴い、会計情報の比較可能性が担保されない恐れがある。比較可能性を担保するために、収束時期あるいは影響期間についての統一的な指針が必要となる。

はじめに

2019年12月に、中国の湖北省武漢市にある海鮮市場から発生したとされるCOVID-19 (COrona VIRus Disease - 2019) は、瞬く間に全世界へとその感染が拡大した。武漢市においては、その感染拡大を押さえ込むため、2020年1月23日に、ロックダウン (lock down: 都市封鎖) が行われた。

わが国においても、2020年1月16日に、最初の陽性者が確認されたのを始めとして、2月1日には、香港で1月25日に下船したダイヤモンドプリンセス号の乗客からウイルスが検出され、その感染力の脅威が確認された。3月11日には、世界保健機構 (World Health Organization: WHO) がパンデミック (pandemic: 世界的な大流行) に至っていると認識を示した。さらに、3月下旬には、第一波といわれる感染拡大がわが国において懸念され、当時の安倍晋三内閣総理大臣は、4月7日に「緊急事態宣言」を発出した。「緊急事態宣言」は、5月25日に全国的に解除がなされた。しかしながら、7月の始めからは、第二波と呼ばれる感染拡大が確認され、2020年12月現在においても、我々の社会、経済および生活に与える影響は計り知れないものとなっている。

さらに、「緊急事態宣言」が発令された4月と5月を含む4～6月期のわが国における国内総生産 (Gross Domestic Product: GDP) は、前年比マイナス27.8%と戦後最大の大幅な落ち込みとなっている (日本経済新聞社 [2020b])。このような状況のなか、わが国の企業業績に与える負の影響は、多大なものとなることが予想される。さらに、このパンデミックがいつ収束ないしは終息するかは、現時点において、明らかではない。

このような状況において、企業の売上高や将来のキャッシュ・フローの減少をとらえて、損失を計上する減損処理が問題とな

る。減損損失の認識や測定には、経営者の見積りや主観的判断が伴う。前述のとおり、このパンデミックがいつ収束ないしは終息するのかさえ、現時点では予測が困難な状況である。また、減損処理は、それをを行った期間以降に、当期純利益および株主資本利益率 (Return on Equity: ROE) が急激に増加するといういわゆる「ビッグバス会計 (Big Bath Accounting) ¹⁾」といった急激な企業業績の改善をもたらす。パンデミック下で実施される減損処理についても、ビッグバス会計に利用されることが問題となる可能性がある。さらに、のれんに対して、規則的償却を適用せず、減損処理のみを適用する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRSs) の適用企業は、「too little too late (のれんの減損損失のタイミングが遅すぎるあるいはその金額が少なすぎるという懸念) 問題 (ASBJ [2017] para. 1., 企業会計基準委員会訳 [2017] 1項)」が指摘されており、パンデミック下においても、適切に、減損処理が行われていない可能性がある。

本稿では、2020年3月期に決算を行った企業を中心として、のれんとそれ以外の固定資産の減損損失の計上やその見積りに関する開示の実態を調査し、見積りが極めて困難な場合において、企業がどのように減損損失を計上したのかを分析する。また、わが国の会計基準適用企業とIFRSs適用企業とでは、減損損失の計上額やその見積りに相違があるのかを考察する。その上で、パンデミック下における減損処理に関連する見積りや予測の困難性に、いかに対応すべきかといった問題を検討したい。

1. パンデミック下での会計処理や会計上の見積への影響

(1) パンデミック下において懸念される減損処理

パンデミック下では、企業の売上高や将来のキャッシュ・フローの減少が想定される。これらは、企業業績を悪化させ、減損処理のトリガーとなると考えられる。わが国における減損処理は、①営業損益や営業活動によるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなるか、その見込みがあること、②資産や資産グループの使用範囲や使用方法がその回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、その見込みがあること、③資産や資産グループが含まれる事業に関して、経営環境が著しく悪化したか、その見込みがあることや④資産や資産グループの市場価格が著しく下落した場合に、減損処理のトリガーが発生する(企業会計審議会〔2002〕二 減損損失の認識と測定、1. 減損の兆候)。

パンデミック下においては、ヒトやモノの動きが止まり、全世界的に経済活動が停滞していることから、企業業績が悪化し、それが減損のトリガーとなる。そこで、パンデミックが企業業績に与える影響やその会計処理と会計実務を検討するため、2020年4月3日に、金融庁、企業会計基準委員会、公認会計士協会、東京証券取引所および日本経済団体連合会を中心に、対策協議会が立ち上げられた²⁾。対策協議会は、会計基準の適用を弾力化することによって、企業がただちに減損処理を迫られないようにし、もってパンデミック下における企業業績の悪化を和らげる方針を打ち出した(日本経済新聞〔2020a〕)³⁾。

(2) 会計上の見積に関する日本公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会は、上場企業の多くが2020年3月期の決算を迎え、その監査に関

する留意事項を3月18日より、順次公表している⁴⁾。その留意事項のなかで、減損処理に関するものは、以下の3点があげられる。

- ① パンデミックに起因する事業活動の縮小や停止、将来キャッシュ・フローの悪化について、2020年3月期の会計処理とするか、2021年3月期の会計処理とするかの慎重な検討が必要であること。また、決算日現在において、パンデミックに起因して、どのような影響がどの程度生じているかを見積、その程度を勘案して、2020年3月期の会計処理に反映させるかどうかを検討する必要があること(日本公認会計士協会〔2020a〕4頁)。
- ② パンデミックは、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の広がりや収束時期等を予測することが困難である。したがって、会計上の見積を行う上で、将来キャッシュ・フローの予測を行うことが極めて困難な状況となっている⁵⁾。監査人は、企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼす情報やプラスの影響を及ぼす情報の双方を含む入手可能な偏りのない情報を総合的に評価して、悲観的でもなく、楽観的でもない仮定にもとづく企業固有の事情を反映した説明可能な仮定になっていることを検討する必要があること。さらに、監査人は、その仮定が「明らかに不合理である場合」に該当しないことを確かめる必要があること(日本公認会計士協会〔2020b〕2および5～6頁)。
- ③ 四半期財務諸表における減損処理のレビューに関して、資産または資産グループの使用範囲や方法について、減損処理のトリガーとなる回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定や経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生している可能性があることに留意する必要があること。その上で、質

問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者または役職者等を選択して適切な質問を実施する必要があること（日本公認会計士協会〔2020c〕2頁）。

以上から、減損処理に関しては、会計上の見積の困難性に焦点が当てられよう。また、企業経営者は、パンデミックの影響の程度や収束時期を予測し、楽観的および悲観的でない偏りのない仮定を設定した上で、減損の兆候や減損損失の認識と測定を行うことが必要とされよう。

(3) 会計上の見積に関する企業会計基準委員会の対応

わが国の企業会計基準委員会は、会計上の見積を行う上で、以下の点に留意することを求めている（企業会計基準委員会〔2020〕1～3頁）。

- ① パンデミックの影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積を行う必要があること。
- ② 一定の仮定は、外部の情報源にもとづく客観性のある情報を用いることができる場合には、可能な限り用いることが望ましいが、それができない場合には、今後の広がり方や収束時期等も含め、企業自ら一定の仮定を置くことになること。
- ③ 最善の見積を行った結果として見積られた金額と事後的な結果とに乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらないと考えられること。
- ④ 一定の仮定は、企業間で異なることがあると想定され、同一条件下の見積について、見積額が異なることがあることも考えられること。そこで、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があり、重要性がある場合、追加情報としての開示を行うことが強く望まれること。

以上から、パンデミックの影響を、外部あるいは内部の情報源にもとづいて、企業自身が一定の仮定を設定した上で、会計上の見積を行うが、それは事実とは異なる可能性があることや企業間で異なることが想定されることから、追加情報の開示が強く求められていることが明らかとなる。つまり、会計上の見積の困難性を根拠として、減損処理を緩和させる可能性がある一方、それに至った前提や仮定の開示が求められているといえよう。そのような前提や仮定には、パンデミックの広がり方や収束時期に関する事項が中心となることが考えられる。

(4) パンデミック下の財務情報の開示に関する対応

日本証券アナリスト協会は、2020年3月期の財務諸表を利用するにあたって、以下の留意点を公表している（日本証券アナリスト協会〔2020〕3頁および前原〔2020〕1～2頁）。

- ① 2020年3月期の財務諸表に含まれる会計上の見積は、事後的な結果と大きく乖離する可能性が高く、それは、あくまでも極めて将来予測が困難な状況における不確実性に起因すること⁶⁾。
- ② 2020年3月期の財務諸表は、例年に比べてはるかに高い不確実性のもとで作成されており、その財務諸表のリスクをより良く理解するためには、作成者がどのような仮定を置いて会計上の見積を行ったかについて知る必要があること。
- ③ 決算短信のひな形における追加情報の記載の有無にかかわらず、財務諸表の理解に必要な不可欠な情報は、積極的に開示されるべきであること。
- ④ 企業が次期の業績予想を見積ることができない場合、パンデミックのリスクを各企業がどう評価し、そのリスクが企業の事業環境をどのように変化させ、新たな事業環境に経営者がどのように対応し

ようとしているのかという情報も、各企業の業績を予想し、企業価値を評価する上で、極めて重要であること。

さらに、金融庁においても、以下のとおり、積極的な開示を期待している（金融庁〔2020〕1～2頁）。

- ① 会計上の見積の開示は、投資家が財務諸表を理解する上で有用な情報と考えられ、パンデミックの影響のように不確実性が高い事象については、財務情報である追加情報において、会計上の見積に用いた仮定をより具体的に開示することが強く期待されること。
- ② 会計上の見積以外では、パンデミックの影響について、非財務情報たる事業等のリスクにおける感染症の影響や対応策の開示、経営者による財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の分析（Management Discussion & Analysis：MD&A）において、業績や資金繰りへの影響の分析あるいは経営戦略を変更する場合にはその内容等の充実した開示を行うことが強く期待されること。

以上から、不確実性が高く、かつ予測困難な状況においては、会計上の見積を行った仮定の積極的な開示が求められ、さらに、そのような仮定を財務諸表の利用者は理解しなければならないことが明らかとなる。

2. 2020年3月期における減損損失の計上実態

ここでは、2020年3月期決算に、企業がどの程度の減損損失を計上しているのかといった実態を明らかにしたい。分析の対象企業は、2020年7月31日現在において、東京証券取引所第1部に上場している企業2,174社のうち、3月期に決算が行われる企業1,490社とする。

なお、この1,490社のうち、2020年8月31日現在において、有価証券報告書の未提出企業が6社存在し、COVID-19の影響による倒産企業が1社存在することから、これら7社を分析対象から除いた1,483社を分析対象とする。のれん以外の減損損失の計上企業数は、2019年3月期が845社であり、2020年3月期が877社である。のれんの減損損失計上企業数は、2019年3月期が98社であり、2020年3月期が152社である。それぞれの決算期における減損損失の計上総額と1社あたりの平均減損損失の計上額は、〔図表1〕のとおりである。

〔図表1〕より、のれん以外の減損損失計上企業数は、2019年3月期と2020年3月期では、3.79%の増加率であるのに対して、減損損失額は、57.63%の増加率であり、1.5倍の増加傾向にある。それに伴って、1社当たりの減損損失の平均額も増加している。他方、のれんの減損に関して、企業数が55.1%の増

〔図表1〕 企業全体の減損損失計上の実態

（単位：百万円）

企業全体		2019年3月期	2020年3月期	増加率
のれん以外の減損	減損損失計上企業数	845社	877社	3.79%
	減損損失額	2,773,515	4,371,842	57.63%
	1社当たりの平均額	3,278	4,979	51.89%
のれんの減損	減損損失計上企業数	98社	152社	55.1%
	のれんの減損損失額	368,836	692,367	87.72%
	1社当たりの平均額	3,764	4,555	21.05%

（出所）2020年3月期における各企業の有価証券報告書にもとづき、筆者作成。

加率であり、減損損失額が87.72%の増加率である。

のれんの減損損失計上企業数の増加とともに、のれんの減損損失計上額も増加している。このことは、パンデミックが、特にのれんの収益性に影響を与えていることを示唆している。

また、のれん以外の減損損失企業数に変化はないが、減損損失を計上する企業において、より一層多くの減損損失が計上されている。前年度よりもより多くの減損損失を計上した業種については後述する。

〔図表2〕では、製造業と非製造業を区別し、いずれの業種がパンデミックの影響をより多く受けたのかをまとめている。

のれん以外の減損損失の計上において、その計上企業数は、製造業が1.8%の増加率であり、製造業以外が5.48%の増加率である。したがって、企業全体と比較して、製造業と製造業以外に、差異がそれほどあるわけではない。しかしながら、減損損失計上額では、製造業と非製造業に明らかな差異がみられる。製造業ののれん以外の減損損失計上額は、124.08%の増加率であり、おおよそ前年度と比較して2倍を超える減損損失が計上されて

いる。また、製造業の減損損失の計上額について、2008年9月に生じたリーマンショックを上回ったことが指摘されている（日本経済新聞〔2020c〕）。

他方、製造業以外では、10.14%の減少率であり、前年度と比較して、減損損失計上額が少ないものとなっている。したがって、パンデミックが減損損失に与える影響は、製造業において、より顕著に現れるとみることができよう。製造業でより多くの減損損失が計上された理由は、パンデミックにより需要が下落した上に、サプライチェーンが揺らいだことに求められ、かつその業種は、鉄鋼業や自動車製造業であったことが指摘されている（日本経済新聞〔2020c〕⁸⁾）。このことは、ウイルスの発生が中国湖北省武漢市であり、都市封鎖がなされ、世界のサプライチェーンとなっていた中国から部品などの供給がなれなくなったことと無関係ではなからう。

他方、のれんの減損損失の計上において、その計上企業数は、製造業が33.33%の増加率であり、製造業以外が73.58%の増加率である。のれんの減損損失計上企業数は、製造業以外の企業が多い。また、製造業ののれんの減損損失計上額は、46.52%の増加率であ

〔図表2〕 製造業と非製造業の減損損失計上の実態⁷⁾

(単位：百万円)

		2019年3月期	2020年3月期	増加率	
のれん以外の減損	製造業	減損損失計上企業数	389社	396社	1.80%
		減損損失額	1,400,342	3,137,921	124.08%
		1社当たりの平均額	3,600	7,924	120.11%
	製造業以外	減損損失計上企業数	456社	481社	5.48%
		減損損失額	1,373,173	1,233,941	△10.14%
		1社当たりの平均額	3,011	2,565	△14.81%
のれんの減損	製造業	減損損失計上企業数	45社	60社	33.33%
		減損損失額	169,209	247,933	46.52%
		1社当たりの平均額	3,760	4,132	9.89%
	製造業以外	減損損失計上企業数	53社	92社	73.58%
		減損損失額	199,627	444,434	122.63%
		1社当たりの平均額	3,767	4,831	28.25%

(出所)〔図表1〕と同じ。なお、△は、減少率を表す。

パンデミック下の減損損失の計上と開示実態

り、製造業以外では、122.63%の増加率となっている。これは、のれん以外の減損損失計上企業とは異なっており、パンデミックがのれんの減損損失に及ぼす影響は、製造業以外の企業に対するものが大きくなっている⁹⁾。

さらに、産業別に、のれん以外の減損損失計上の実態を示したものが〔図表3〕である。前年度よりも2020年3月期により多くの減損損失を計上した製造業のうち、特に機械以

外の製造業は、減損損失計上の増加率が著しく高く、254.82%となっており、前年のおおよそ3.5倍の減損損失を計上している。

たとえば、ゴム製品業に分類されるニッタ株式会社における追加情報では、サプライチェーンの停滞や自動車業界の減速により、売上高の減少といった影響が開示されている(ニッタ株式会社〔2020〕64頁)。この他にも、繊維製品業に分類される倉敷紡績株式会

〔図表3〕産業別によるのれん以外の減損損失計上額¹⁰⁾

(単位：百万円)

		2019年3月期	2020年3月期	増加率
機械以外の製造業	減損損失計上企業数	87社	93社	6.9%
	減損損失額	294,171	1,043,792	254.82%
	1社当たりの平均額	3,381	11,224	231.97%
機械製造業	減損損失計上企業数	186社	193社	3.76%
	減損損失額	900,356	1,788,069	98.6%
	1社当たりの平均額	4,841	9,265	91.39%
情報通信業	減損損失計上企業数	46社	52社	13.04%
	減損損失額	133,362	97,729	△26.72%
	1社当たりの平均額	2,899	1,879	△35.18%
不動産業	減損損失計上企業数	56社	55社	△1.79%
	減損損失額	64,007	64,557	0.86%
	1社当たりの平均額	1,143	1,174	2.71%
農林水産業	減損損失計上企業数	6社	9社	50%
	減損損失額	4,163	2,451	△41.12%
	1社当たりの平均額	694	272	△60.81%
食品・化学薬品業	減損損失計上企業数	116社	110社	△5.17%
	減損損失額	205,815	306,060	48.71%
	1社当たりの平均額	1,774	2,782	56.82%
販売・サービス業	減損損失計上企業数	197社	209社	6.09%
	減損損失額	255,932	595,207	132.56%
	1社当たりの平均額	1,299	2,848	119.25%
運輸業	減損損失計上企業数	48社	45社	△6.25%
	減損損失額	132,666	129,120	△2.67%
	1社当たりの平均額	2,764	2,869	3.8%
金融業	減損損失計上企業数	101社	103社	1.98%
	減損損失額	780,505	279,491	△64.19%
	1社当たりの平均額	7,728	2,714	△64.88%
電力ガス業	減損損失計上企業数	2社	8社	300%
	減損損失額	2,538	65,366	2475.49%
	1社当たりの平均額	1,269	8,171	543.89%

(出所)〔図表1〕に同じ。なお、△は、減少率を表す。

社は、景気の悪化による受注減や衣料品および自動車業界におけるサプライチェーンや物流の寸断による生産活動への影響など、様々な自粛や制限に伴う国内外での販売あるいは納品活動の停滞等の発生が想定されることが開示されている（倉敷紡績株式会社〔2020〕64頁）。

また、繊維製品業に分類されるマツオカコーポレーションは、アパレル業界において、サプライチェーンの途絶、外出自粛および休業要請により店舗における衣料品販売が大幅に減少したことから、アパレル業界は、厳しい状況が続いていることを開示している（マツオカコーポレーション〔2020〕63頁）¹¹⁾。

したがって、機械以外の製造業では、急激な需要の減少やサプライチェーンの分断による納品の停滞によって、生産活動の縮小を余儀なくされ、それが売上高の大きな減少を生じさせていることが想定できる。その影響が、製造設備であるのれん以外の固定資産の多額な減損損失計上額を引き起こしていると考えられることができる。

機械製造業の減損損失計上額に関しては、98.59%の増加率であり、前年度と比べ、減損損失計上額が約2倍となっている。これは、〔図表2〕におけるのれん以外の減損損失計上額のうち、製造業の増加と同様の傾向となっている。

前年度よりも、減損損失計上額が少なくなっている業種は、情報通信業、農林水産業、運輸業および金融業である。これらの業種に関しては、急激な需要の減少やサプライチェーンの分断の影響が少なかったことが考えられる。ただし、運輸業における空運については、世界的に入国や出国の制限の影響があり、2020年3月期以降、急激な業績悪化に陥る可能性がある¹²⁾。

情報通信業は、「緊急事態宣言」の発出により、外出自粛が求められ、企業の勤務形態にテレワーク等が導入されてきた結果、業績

が良好となる可能性がある。

不動産業に関しては、減損損失計上企業数および減損損失計上額ともに、ほぼ同程度であり、パンデミックの影響をほぼ受けていないと判断することができよう。

これまで検討してきた業種以外で、前年度よりも、減損損失計上額が多くなっている業種は、食品・化学薬品業、販売・サービス業および電力ガス業の3業種である。このうち、電力ガス業の減損損失は、前年度に比べ、約26倍以上が計上されている。このうち、東京瓦斯株式会社が28,152百万円（全体の43.07%）、大阪瓦斯株式会社が15,568百万円（全体の23.82%）および東京電力ホールディングスが10,510百万円（全体の16.08%）を占めており、これら3社で、全体の82.96%を占めている。

なお、東京瓦斯株式会社における減損損失の計上は、西オーストラリアにおける天然ガス事業やアメリカテキサス州におけるシェール開発事業に起因しているとされる（東京瓦斯株式会社〔2020〕79頁）。大阪瓦斯株式会社における減損損失の計上は、オーストラリアにおけるガスおよびコンデンセート開発事業の見直しによるものとされる（大阪瓦斯株式会社〔2020〕66頁）。東京電力ホールディングスにおける減損損失の計上は、福島第二原子力発電所1～4号機の廃止を決定したことによるものとされる（東京電力ホールディングス株式会社〔2020〕110頁）。したがって、これらの減損損失は、事業の見直しや事業計画の変更に伴って計上されたものであり、パンデミックの直接的な影響ではない。

販売・サービス業に関しては、店舗の臨時休業、営業時間短縮あるいは来客者の減少により、売上高が減少し、多額の減損損失が計上されたことが、追加情報の開示から明らかとなる。なお、販売サービス業に属する企業において、追加情報を開示している企業149社のうち、店舗の休業や時間短縮の影響を記

載している企業数は、41社(27.52%)であり、その影響は決して小さいものではなかったことが推察される。

食品・化学薬品業のうち、化学に関しては、サプライチェーンの分断や製品輸出が困難となり、生産活動に与える負の影響が追加情報に示されている。しかしながら、食料品に属する亀田製菓は、食品業界において、外出自粛等による在宅機会の増加や食シーンの変化に伴う家庭消費の増加あるいは備蓄意識の高まりから保存性の高い食品に対する一定の需要増加が見込まれていることが開示されている(亀田製菓株式会社〔2020〕78頁)。また、ハウス食品グループは、家庭内食の需要が拡大する一方で、外出自粛に伴う業務用製品あるいは機能性飲料の販売機会の減少または外食事業の売上高の減少といった消費行動の変化による影響が広範囲に及んでいることを開示している(ハウス食品グループ本社株式会社〔2020〕72頁)。つまり、食料品に属する企業は、消費者の生活様式の変化に伴って、外食産業に関する需要が低下するという負の影響を受けているが、他方、家庭における需要が上昇しているという正の影響をも受けている。したがって、パンデミックが売上高や減損損失計上額に与える影響について、それを見極めることが困難である。

以上、のれん以外の減損損失に関する検討から、第1に、製造業では、サプライチェーンの分断、急激な需要の低下あるいは製品輸出の困難性から、売上高の減少が見込まれ、それが多額の減損損失の計上へと結びついていることが明らかとなる。第2に、非製造業では、特に、販売・サービス業について、店舗への来客数の減少、店舗の臨時休業あるいは時間短縮により、売上高の減少が見込まれることから、多額の減損損失の計上へと結びついていることが明らかとなる。第3に、食料・化学薬品業のうち、食料品では、外食産業への需要の低下という負の影響と家庭にお

ける需要の上昇といった正の影響をも受けており、それがどのように減損損失計上額への増加へと結びついているかの判断が、現時点では困難であることが明らかとなる。なお、それ以外の業種では、パンデミックの影響が少ないであろうということが推察される¹³⁾。

のれんの減損損失は、産業別ではなく、わが国の会計基準を適用している企業とIFRSs適用企業とを比較することによって検討したい。その理由は、のれんの会計処理として、わが国では、規則的償却と減損処理が併用して適用されるのに対して、IFRSsでは、規則的償却が行われず、減損処理のみが適用されることから、パンデミック下の景気後退局面では、IFRSs適用企業が多額ののれんの減損損失を計上することが想定されることによる。

〔図表4〕は、適用会計基準別の減損損失計上の実態である。

のれん以外の減損損失計上額は、わが国の会計基準の適用企業が14.36%の増加率であるのに対し、IFRSs適用企業が138.82%であり、前年度の約2.4倍の減損損失が計上されている。また、それぞれの会計基準の適用企業のうち、減損損失計上企業数は、2019年3月期に比較して、それほど増加してはいない。IFRSs適用企業が多額ののれん以外の減損損失を計上した理由は、第1に、わが国の会計基準とは異なり、減損損失の認識が割引後の将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額とを比較することから、減損損失の認識のハードルが低いこと(吉田〔2006〕41頁)および第2に、のれん以外の減損損失は、その戻入れが認められていることから、減損損失の認識への躊躇がなく、減損損失が積極的に計上されること(吉田〔2018〕15頁)があげられる。

他方、のれんの減損損失計上企業数は、わが国の会計基準適用企業が、前年度と比較して、84.75%の増加率であるのに対して、

パンデミック下の減損損失の計上と開示実態

IFRSs 適用企業が 10.81% の増加率であり、計上企業数の増加率は IFRSs の適用企業の方が少ない。さらに、減損損失計上額についても、わが国の会計基準適用企業では、118.40% の増加率であるのに対して、IFRSs 適用企業では、72.1% であり、この増加率に

〔図表 4〕適用会計基準別による減損損失計上額 (単位：百万円)

		2019年3月期	2020年3月期	増加率	
のれん以外の減損	日本基準	減損損失計上企業数	748社	776社	3.74%
		減損損失の総額	1,753,950	2,005,733	14.36%
		平均値	2,345	2,585	10.23%
		最小値	0	0	0%
		第1四分位数	55	62	12.73%
		中央値	199	297	48.99%
		第3四分位数	930	1,158	24.43%
		最大値	503,612	540,622	7.35%
	IFRSs	減損損失計上企業数	93社	97社	4.3%
		減損損失の総額	973,816	2,325,665	138.82%
		平均値	10,471	23,976	128.98%
		最小値	1	0	0%
		第1四分位数	312	511	63.78%
		中央値	1,675	2,605	55.52%
第3四分位数		7,369	12,296	66.86%	
最大値		301,144	393,215	30.57%	
のれんの減損	日本基準	減損損失計上企業数	59社	109社	91.23%
		減損損失の総額	151,018	329,823	118.4%
		平均値	2,560	3,206	25.23%
		最小値	3	1	△66.67%
		第1四分位数	106	120	13.21%
		中央値	381	343	△9.97%
		第3四分位数	1,744	2,251	29.11%
		最大値	81,372	77,522	△4.73%
	IFRSs	減損損失計上企業数	37社	41社	10.81%
		減損損失の総額	208,386	358,628	72.1%
		平均値	5,632	8,747	55.31%
		最小値	20	13	△35%
		第1四分位数	322	665	106.52%
		中央値	1,171	1,969	68.15%
第3四分位数		4,756	10,711	125.21%	
最大値		43,853	51,861	18.26%	

(出所)〔図表 1〕と同じ。なお、△は、減少率を表す。なお、米国 GAAP 適用企業についても、のれん以外の減損損失を計上している企業が 2019 年 3 月期は 4 社（減損損失の総額は 45,749 百万円）、2020 年 3 月期は 4 社（減損損失の総額は 40,464 百万円）ある。のれんの減損損失を計上している企業が 2019 年 3 月期は 2 社（減損損失の総額は 9,432 百万円）、2020 年 3 月期は 2 社（減損損失の総額は 3,916 百万円）あるが、本稿では、米国 GAAP の適用企業を検討していないために、〔図表 4〕には掲載していないことに留意されたい。

についても、IFRSs 適用企業の方が少ない。わが国の会計基準では、のれんについて、規則的償却が適用されており、その帳簿価額は、IFRSs を適用した場合よりも少ない。

これに対して、IFRSs では、のれんについて、規則的償却が行われず、わが国の会計基準適用企業よりも、その帳簿価額が大きいことが想定される。ここから、のれんの帳簿価額が過大となっており、景気後退局面では、より多くの減損損失やそれを計上する企業が多くなることが想定される IFRSs 適用企業において、のれんの減損損失計上企業数および計上額の増加率が低いという特徴が明らかとなる。

このことは、IFRSs 適用企業において、のれんの減損損失計上企業が企業業績に与える影響を考慮して判断されていると考えることもできる。ただし、IFRSs 適用企業の1社あたりの減損損失計上額の平均は、わが国の会計基準適用企業の平均よりも大きい。

ここに、多額ののれんの帳簿価額がのれんの減損損失計上を阻害しているのではないかと懸念が生ずることとなる。

3. 減損処理の開示からみた収束時期あるいは影響期間の見積

以下では、連結財務諸表あるいは個別財務諸表の脚注として記載されている追加情報を整理し、パンデミックの影響、収束時期あるいは影響期間、会計上の見積への反映の程度および見積の不確実性の程度を分析したい。

分析対象企業は、前述のとおり、2020年3月期において決算が行われた企業1,490社から有価証券報告書の未提出企業6社とCOVID-19の影響による倒産企業1社の合計7社を除いた1,483社としており、このうち、追加情報の記載がある企業は、570社（全体の38.44%）であった¹⁴⁾。この570社のうち、2020年3月期に減損損失を計上した企業は

〔図表5〕追加情報を記載した570社の記載内容

① 企業業績への影響の程度					
影響なし	軽微	影響あり	重大	不明・記載なし	合計
49社	69社	102社	222社	128社	570社
8.6%	12.1%	17.89%	38.95%	22.46%	100%

② COVID - 19の収束期間あるいは影響期間							
3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1年	一定期間	不明	記載なし	合計
41社	172社	21社	123社	131社	16社	76社	580社
7.07%	29.66%	3.62%	21.2%	22.59%	2.76%	13.1%	100%

③ 見積への反映		
していない	している	合計
26社	544社	570社
4.56%	95.44%	100%

④ 不確実性の程度			
低い	高い	不明・記載なし	合計
32社	248社	290社	570社
5.61%	43.51%	50.88%	100%

(出所)〔図表1〕と同じ。なお、収束時期あるいは影響期間については、仮定の期間を2つ設定している企業が複数存在していることから、合計が570社となっていないことに留意されたい。

484社（570社のうち84.91％）であり、非計上企業は86社（570社のうち15.09％）であった。

追加情報を記載した570社に関するパンデミックの影響、収束時期あるいは影響期間、会計上の見積への反映の程度と見積の不確実性の程度は、〔図表5〕のとおりである。

〔図表5〕より、企業業績への影響の程度に関し、影響あるいは重大な影響があると記載した企業は、全体の56.84％であり、半数以上の企業が企業業績に何らかの影響があることを記載している。また、影響がないあるいは軽微であると記載した企業は、全体の20.7％であり、減損損失を計上していない企業の割合15.09％と比較すると、減損損失を計上した企業のうちにも、企業業績に与える影響は軽微であると判断した企業が存在していることが明らかとなる。さらに、不明あるいは記載自体がない企業は、全体の22.46％であり、企業業績に与える影響を見極めることの困難性が明らかとなっている。

収束時期あるいは影響期間について、6ヶ月あるいは1年と記載している企業は、合計で、全体の50.86％であり、第2四半期あるいは第4四半期を意識した記載がなされていると考えられる¹⁵⁾。他方、第1四半期や第3四半期を意識した記載をしている企業は少ない。さらに、影響は一定期間にわたると明確な期間を記載していない企業も22.59％存在し、これも予測が困難であることを示していると考えられる。

パンデミックの影響を会計上の見積へと反映した企業は、全体の95.44％であり、ほぼすべての企業がなごしかの形で、パンデミックによる景気後退局面の影響を反映していると考えられる。

会計上の見積への反映に関する不確実性の程度については、不明あるいは記載のない企業が全体の50.88％であり、過半数を超えているが、不確実性が高いとしている企

業も43.51％存在している。これらの合計は、全体の94.39％となり、見積の不確実性の高さが目立っている。他方、不確実性が低いと記載している企業は、全体の5.61％存在し、影響がない企業の割合8.6％や見積を反映していない企業の割合4.56％に近い割合となっている。

しかしながら、これらの割合の単純な比較や近似値の比較だけでは、それぞれの数値の結びつきをとらえることができないため、〔図表6〕では、減損損失を計上している企業の追加情報および〔図表7〕では、減損損失を計上していない企業の追加情報を示し、さらなる検討を行う。

〔図表6〕における減損損失計上企業が受ける企業業績への影響は、影響を受けるあるいは重大である企業の割合が51.93％であるのに対して、影響なしあるいは軽微である企業の割合が15.43％である。このことから、影響を受けるあるいは重大である企業の割合が多く、企業業績への影響の程度が大きいことに起因して、減損損失が計上されているとみることができよう。

収束時期あるいは影響期間に関しては、6ヶ月と仮定する企業が最も多く、続いて、一定期間と仮定する企業、1年と仮定する企業の順となっており、全企業数570社の傾向と同様である。また、6ヶ月、一定期間あるいは1年と仮定する企業の割合は、それぞれ484社のうち、20％を超えており、そのバラツキが大きなものとなっていることが明らかとなる。このように、収束時期あるいは影響期間の仮定に関して、バラツキが大きいということは、それに伴うキャッシュ・フローの見積に大きな影響を与える可能性があるということを示唆していよう。

パンデミックの影響を見積へ反映している企業の割合は、96.07％であり、かつその不確実性が高いあるいは不明ないし記載なしとしている企業の割合は、94.63％となってお

〔図表6〕 減損損失計上企業 484 社の追加情報の記載内容

① 企業業績への影響の程度					
影響なし	軽微	影響あり	重大	不明・記載なし	合計
34社	54社	92社	204社	100社	484社
5.96%	9.47%	16.14%	35.79%	17.54%	84.9%
7.02%	11.16%	19.01%	42.15%	20.66%	100%

② COVID - 19 の収束時期あるいは影響期間							
3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1年	一定期間	不明	記載なし	合計
39社	140社	18社	106社	110社	14社	66社	493社
7.91%	28.4%	3.65%	21.5%	22.31%	2.84%	13.39%	100%
6.72%	24.14%	3.1%	18.28%	18.97%	2.41%	11.38%	85%

③ 見積への反映		
していない	している	合計
19社	465社	484社
3.93%	96.07%	100%
3.33%	81.58%	84.91%

④ 不確実性の程度			
低い	高い	不明・記載なし	合計
26社	210社	248社	484社
5.37%	43.39%	51.24%	100%
4.56%	36.84%	43.51%	84.91%

〔出所〕〔図表1〕と同じ。なお、収束時期あるいは影響期間については、仮定の期間を2つ設定している企業が複数存在していることから、合計が484社となっていないことに留意されたい。また、それぞれの項目の3行目は、全企業数570社のうちの割合を示している。

り、会計上の見積の困難性が大きい。

〔図表7〕における減損損失非計上企業が受ける企業業績への影響は、影響なしあるいは軽微の企業数が、影響ありあるいは重大とする企業数を若干上回っている。全企業570社のうちの割合においても、前者の合計は5.26%であり、後者の合計は4.91%となっており、若干上回っている。このことは、企業業績への影響の程度が低いことから、減損損失が計上されなかったとみることができよう。

収束時期あるいは影響期間については、6ヶ月が最も多く、続いて、一定期間、一年と予想している企業が多い。これは、全企業570社の傾向と異なるところはなく、その割合もバラツキが大きいことを示している。ただ

し、〔図表6〕の「② COVID - 19 の収束時期あるいは影響期間」と〔図表7〕の「② COVID - 19 の収束時期あるいは影響期間」とを比較すると、1年と見積った企業の割合が最も多く、続いて一定期間が多く、半年と見積った割合が3番目であり、減損損失計上企業と非計上企業で異なるところはない。このことから、収束時期あるいは影響期間の仮定が、減損損失の計上あるいは非計上の判断基準とはなっていない可能性がある。

会計上の見積への反映と会計上の見積の不確実性の程度に関しても、その割合は、全企業570社の傾向と異なるところはない。特に、会計上の見積の不確実性の程度が高いおよび不明ないしは記載なしの企業の割合が93.03%であることを鑑みると、2020年3月

〔図表7〕 減損損失非計上企業 86 社の追加情報の記載内容

① 企業業績への影響の程度					
影響なし	軽微	影響あり	重大	不明・記載なし	合計
15社	15社	10社	18社	28社	86社
17.44%	17.44%	11.63%	20.93%	32.56%	100%
2.63%	2.63%	1.75%	3.16%	4.91%	15.08%

② COVID - 19 の収束時期あるいは影響期間							
3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1年	一定期間	不明	記載なし	合計
2社	32社	3社	17社	21社	2社	10社	87社
2.3%	36.78%	3.45%	19.54%	24.13%	2.3%	11.49%	100%
0.345%	5.52%	0.52%	2.93%	3.62%	0.345%	1.72%	15%

③ 見積への反映		
していない	している	合計
7社	79社	86社
8.14%	91.86%	100%
1.23%	13.86%	15.09%

④ 不確実性の程度			
低い	高い	不明・記載なし	合計
6社	38社	42社	86社
6.98%	44.19%	48.84%	100.01%
1.05%	6.67%	7.37%	15.09%

(出所)〔図表1〕と同じ。なお、収束時期あるいは影響期間については、仮定の期間を2つ設定している企業が複数存在していることから、合計が86社となっていないことに留意されたい。また、それぞれの項目の3行目は、全企業数570社のうちの割合を示している。さらに、合計の割合が100%となっていない部分は、それぞれの割合を四捨五入していることから生じていることに留意されたい。

期においては、減損損失を計上しなかったとしても、2021年3月期あるいはそれに含まれる各四半期において、減損損失計上の想定が可能であり、会計上の見積の困難性を指摘することができよう。

ここまで、減損損失計上企業と非計上企業におけるパンデミックの影響の程度、収束時期あるいは影響期間、会計上の見積への反映および見積の不確実性の程度を検討してきたが、パンデミックの影響の程度が減損損失の計上や非計上に影響を与えていること、収束時期あるいは影響期間に大きなバラツキがあり、キャッシュ・フローの見積に大きな影響を与えている可能性があること、会計上の見積への反映とその不確実性の程度から、見積

の困難性の大きさが明らかとなった。このうち、大きなバラツキがあった収束時期あるいは影響期間については、どの企業にとっても、あるいはどの業種にとっても同じ影響であると考えられる。そこで、各業種において、収束時期あるいは影響期間の仮定をいつとしているのか、各業種にそのバラツキがあるのかどうか、およびあるとすれば、どの程度のバラツキがあるのかを検討する。

各業種における収束時期あるいは影響期間の仮定は、〔図表8〕のとおりである。〔図表8〕より、各業種において、仮定が大きい割合は、6ヶ月、1年、一定期間および記載なしの4つであることが明らかとなる。なお、記載なしについては、その割合が大きな業種も存在

〔図表8〕各業種における収束時期あるいは影響期間の仮定

	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	1年	一定期間	不明	記載なし	合計
機械製造以外の製造業	6社	24社	0社	16社	17社	2社	5社	70社
	8.57%	34.29%	0.00%	22.86%	24.29%	2.86%	7.14%	100.00%
機械製造業	12社	37社	8社	21社	44社	1社	17社	140社
	8.57%	26.43%	5.71%	15.00%	31.43%	0.71%	12.14%	100.00%
不動産業	4社	6社	0社	5社	13社	0社	6社	34社
	11.76%	17.65%	0.00%	14.71%	38.24%	0.00%	17.65%	100.00%
農林水産業	0社	1社	0社	2社	1社	0社	2社	6社
	0.00%	16.67%	0.00%	33.33%	16.67%	0.00%	33.33%	100.00%
食品・化学薬品業	3社	23社	4社	16社	14社	1社	17社	78社
	3.85%	29.49%	5.13%	20.51%	17.95%	1.28%	21.79%	100.00%
情報通信業	1社	7社	0社	9社	5社	1社	7社	30社
	3.33%	23.33%	0.00%	30.00%	16.67%	3.33%	23.33%	100.00%
販売・サービス業	11社	54社	6社	39社	23社	9社	11社	153社
	7.19%	35.29%	3.92%	25.49%	15.03%	5.88%	7.19%	100.00%
運輸業	4社	18社	3社	8社	11社	1社	6社	51社
	7.84%	35.29%	5.88%	15.69%	21.57%	1.96%	11.76%	100.00%
金融業	0社	2社	0社	7社	3社	1社	5社	18社
	0.00%	11.11%	0.00%	38.89%	16.67%	5.56%	27.78%	100.00%

〔出所〕〔図表1〕に同じ。なお、各業種に含まれるものは、〔図表3〕と同様である。

するけれども、その企業数は、多いものではなく、かつ仮定を行わず、会計上の見積を行っている可能性があることから、検討の対象から除外する。

それを踏まえた上で、〔図表8〕より、最も多くの企業が収束時期あるいは影響期間を6ヶ月と見積った業種は、機械製造業以外の製造業、食品・化学薬品業、販売・サービス業および運輸業である。1年と見積った業種は、農林水産業、情報通信業および金融業である。一定期間と見積った業種は、機械製造業と不動産業である。

収束時期あるいは影響期間は、6ヶ月、1年あるいは一定期間といった仮定が多く置かれているけれども、各業種間での割合の順序について、一定の規則性があるわけでもなく、かつ各業種において、割合の数値にもバラツキがあり、それぞれの業種における仮定の傾向があるわけでもないと推察可能である。

このことは、各企業において、パンデミックの収束時期あるいは影響期間の仮定を設定することがいかに困難であるのかを示唆していよう。この収束時期あるいは影響期間の仮定を置く困難性は、会計上の見積の前提にも影響を与え、財務諸表に関する企業間の比較可能性を担保できない問題を生じさせている可能性がある。

この点について、小賀阪〔2020〕48～49頁では、収束時期あるいは影響期間には、外部の情報源にもとづく客観性のある情報が存在しないことから、企業自らが最善と考える一定の仮定を置くほかに、相当程度のバラツキが生ずることが想定されることを指摘している¹⁶⁾。

4. 予測困難な状況における減損処理の問題

ここでは、わが国の会計基準とIFRSsの相違により生ずる問題点と企業独自の仮定を用いたパンデミックの収束時期あるいは影響期間から生ずる問題点を検討したい。

(1) わが国の会計基準とIFRSsの相違により生ずる問題点

① 減損損失の戻入れの有無により生ずる問題点

わが国では、のれん以外の減損損失の戻入れは禁止されているが、IFRSsでは、それが許容されている。このことは、のれん以外の固定資産の減損損失が、戻入れの可能に起因して、IFRSsの方がわが国の基準よりもより多くの減損損失を計上させる可能性があることを示唆している。

事実、〔図表4〕より、2020年3月期におけるのれん以外の減損損失額の1社当たりの平均額は、IFRSs適用企業が23,796百万円であるのに対して、わが国の会計基準の適用企業が2,585百万円と約10倍の開きがある。また、2019年3月期と2020年3月期との減損損失総額の増加は、わが国の基準の適用企業に関して、1.15倍（2019年3月期には1,753,950百万円であり、2020年3月期には2,005,733百万円である）であるのに対して、IFRSs適用企業に関して、2.39倍（2019年3月期には973,816百万円であり、2020年3月期には2,325,655百万円である）となっている。

このことは、景気後退が改善した場合、2020年3月期に計上した多額の減損損失の戻入れが可能となる。したがって、景気後退局面において、IFRSs適用企業がより多くの減損損失を計上し、その改善後ないしは政府による景気刺激策や救済資金の受け入れによる企業業績の改善時に、戻入れよる一時的な利益を計上するビッグバス会計に利用される

可能性がある（Ozili〔2020〕p.4）¹⁷⁾。

パンデミックに起因する景気後退局面での減損損失の計上は、永続的なものであるのかあるいは一時的なものであるのかということにかかわるが、景気後退の改善後、回収可能性がパンデミック前の状態に戻った場合、戻入れが行われないと、改善以降の期間には、減損損失計上額分だけ、利益が大きくなる可能性がある。さらに、改善以降の期間における戻入れがなされない帳簿価額にもとづく減価償却額と収益との対応関係も歪み、利益の持続可能性にも影響が生ずる可能性がある。利益の持続可能性への影響は、戻入れがなされない帳簿価額が償却されるまで、高水準の利益が計上され、償却が終わり、新たな固定資産取り替えられた後には、その取替に見合った利益が計上され、利益の水準が変動してしまうことを意味している。

つまり、戻入れが許容されている場合には、ビッグバス会計を通じた利益管理の問題が生じ、戻入れが禁止されている場合には、費用と収益との対応がなされず、利益の持続可能性の問題が生ずることが考えられる。

② のれんの償却と減損処理のみの相違から生ずる問題点

〔図表4〕において、検討したとおり、2020年3月期における1社あたりののれんの減損損失は、わが国の会計基準の適用企業が3,206百万円であるのに対して、IFRSs適用企業が8,747百万円であり、2.73倍の差がある。

Beaver and Ryan〔2005〕pp.269～270は、のれんの償却を事前的にあるいは外部のニュースないしは事象に依拠せずに、利益を減少させる無条件保守主義（unconditional conservatism）とし、減損処理を事後的にあるいは外部のニュースないしは事象に依拠して、利益を減少させる条件付保守主義（conditional conservatism）としている。

のれんの規則的償却がなされず、帳簿価額が過大となっている可能性があるにもかかわらず、減損損失の戻入れが禁止されている場合には、減損処理に躊躇し、帳簿価額が過大なまま繰り越されるという問題がある。つまり、条件付保守主義は、悪いニュースやその事実が存在しているにもかかわらず、それが無視され、貸借対照表には過大なのれんの帳簿価額が繰り越され続け、かつ損益計算書には過大な利益が計上される。

条件付保守主義は、業績の下振れリスクを高め、不況期の経済をさらに不安定化させるという問題がある（浅野・大坪〔2014〕61～62頁）。このような問題の回避には、減損処理のみが適用される場合と規則的償却が併用して適用される場合の差額である「会計上のスラック（Accounting Slacks）」という考え方に着目する必要がある（Beaver and Ryan〔2005〕p.270、浅野〔2018〕63～64頁および浅野・大坪〔2014〕62～63頁）。「会計上のスラック」は、条件付保守主義が適用された場合に生ずる損失の緩衝材としての機能を有し、条件付保守主義の無効化あるいは抑制という機能を有するとされる（浅野〔2018〕63～64頁および浅野・大坪〔2014〕63頁）。

以上の①と②の検討により、IFRSs適用企業においては、減損損失の戻入れの可否によって、それが許容されている場合、ビッグバス会計による利益管理（earnings management）を意図した「過剰な簿価の切下げ」が行われ、それが禁止されている場合、「過小な簿価の切下げ」による「too little too late」といった、まったく逆の問題（「あべこべ現象（contrary phenomenon）」）を生じさせる可能性を指摘できる¹⁸⁾。他方、わが国の会計基準適用企業においては、のれんやのれん以外の減損損失の戻入れが禁止され、かつそれぞれについて規則的償却が適用されることにより、「会計上のスラック」が確保され、

減損損失の計上による利益管理を緩和させる可能性があるとも考えられよう。

（2）パンデミックの収束時期あるいは影響期間を企業独自に仮定させる問題点

〔図表5〕から〔図表8〕において、企業が独自に仮定したパンデミックの収束時期あるいは影響期間は、企業全体、減損損失計上企業、減損損失非計上企業および業種別のいずれにおいても、バラツキが存在していた。このうち、6カ月あるいは1年を仮定した企業が多かったけれども、それぞれの比率は同程度であり、これらのことは、その仮定を企業が独自に行うことの困難性を意味している¹⁹⁾。

パンデミックの収束期間あるいは影響期間は、どの業種あるいはどの企業にとっても、同様の事象であり、これにバラツキがある場合には、比較可能性を担保する要件の1つとなる同一事象を同一事象と認識することができない恐れがある。この仮定いかんによって、減損損失計上の有無に影響を与えることとなり、ひいては財務諸表の比較可能性を喪失させる恐れがある。したがって、この期間については、統一的な指針あるいは業種ないしは産業ごとに、統一的な見解が求められるのかもしれない。

他方、パンデミックの影響の程度は、業種、産業あるいは企業ごとに、異なっていく。〔図表3〕で明らかにしたとおり、パンデミックの影響たるサプライチェーンや物流の分断、輸出制限、テレワークの導入や促進あるいは外出自粛は、下向的にも上向的にも企業業績を変動させ、かつ変動の程度も異なっている。さらに、パンデミック収束以降の企業業績回復の傾向も業種、産業あるいは企業ごとに、異なるであろうことが考えられる。この影響の程度や業績回復の仮定によって、減損損失の計上の有無や計上金額が判断されるべきである。

影響の程度や業績回復の仮定の相違により、減損損失の計上の有無や計上金額にバラツキのあることこそが比較可能性を担保すると考える。つまり、比較可能性を担保する要件の1つである業種、産業あるいは企業ごとに、異なる事象を異なるものと認識することが可能となる。

このように、どの業種や企業にとっても同様となるであろう期間の仮定を統一し、業種や企業にとって異なるであろう影響の程度や回復の傾向（たとえば、回復すると予想される一時的な価値の喪失であれば、そもそも減損損失は計上される必要がなく、他方、回復が見込まれない場合には、減損損失が計上されなければならない）に対し、企業が独自に仮定することによって、パンデミックによる景気後退局面の影響を財務諸表によりよく反映することができよう²⁰⁾。

しかしながら、前述のとおり、企業会計基準委員会〔2020〕1～3頁では、COVID-19の今後の広がりや収束時期についても企業自ら一定の仮定を置くとしている。このことは、キャッシュ・フローの見積りに著しく影響を及ぼし、企業業績を悪化させる減損損失の計上を緩和することを意図している²¹⁾。

パンデミックによる景気後退局面ではないけれども、Lax and Leuz〔2010〕p.115では、2008年の金融危機において、公正価値会計の潜在的な問題を回避するために行われた規制緩和や裁量性を経営者に与えたことが、経営者に会計上の操作の余地を与え、もって会計上の信頼性を減少させたことを指摘している。また、Lax and Leuz〔2010〕p.115では、金融危機における銀行の会計への実証分析による証拠の1つとして、会計上の裁量を用いた場合には、資産の実質的な価値が過大表示されているということを投資者が確信していることを指摘している。このような経営者による裁量性を制限するという意味においても、期間についての統一的な指針あるいは業

種ないしは産業ごとの統一的な見解が求められるのかもしれない。

おわりに

本稿では、COVID-19に起因するパンデミックによる景気後退局面下での、減損処理の実態や開示を検討し、かつそこにおいて生ずる問題点を考察した。

まず、パンデミックによる景気後退局面では、減損処理の要となる会計上の見積りの困難性に焦点が当てられた。そのような会計上の見積りの困難性により、企業を取り巻く様々な情報の開示が求められていることが明らかとなった。

減損損失が多く計上された業種は、製造業と販売・サービス業であった。製造業は、サプライチェーンの分断、急激な需要の低下あるいは製品輸出の困難性から、売上高の減少が多額の減損損失の計上へと結びついていた。販売・サービス業は、店舗への来客数の減少、店舗の臨時休業あるいは時間短縮により、売上高の減少が多額の減損損失の計上へと結びついていた。他方、食料品は、外食産業への需要の低下という負の影響と家庭における需要の上昇といった正の影響を受け、減損損失への影響を見極めることが困難であった。

わが国の会計基準適用企業とIFRSs適用企業とを比較した結果、のれん以外の減損損失計上企業数と減損損失の総額の増加率は、わが国の会計基準の適用企業よりもIFRSs適用企業が高かった。このことは、IFRSsにおいて、減損損失の認識のハードルが低いことや戻入れが認められていることから、減損損失が積極的に計上されることにあると考えられた。

他方、のれんの減損損失計上企業数と減損損失の総額の増加率は、わが国の会計基準適用企業がIFRSs適用企業よりも高いもので

あった。IFRSs では、規則的償却が行われな
いたため、のれんの帳簿価額が過大となっ
ており、景気後退局面では、より多くの減
損損失やそれを計上する企業が多くなる
ことが想定される。しかし、IFRSs 適用
企業において、のれんの減損損失計上企
業数および計上額の増加率がのれんの
規則的償却を要請するわが国の会計基
準適用企業よりも低いという特徴があ
った。

収束時期あるいは影響期間は、多くの
企業が半年間、1年間あるいは一定期間
と見積っていた。これらのことから、企
業が収束時期あるいは影響期間の見積
を独自に行うことには、困難性が伴い、
会計情報の比較可能性を担保しない恐
れがあるという問題が生ずる可能性があ
った。また、収束時期という用語に限
定すれば、どの業種にとってもそれは同
じであると考えられる（たとえば、企業
であれ、個人であれ、パンデミックの
収束時期に異なるところはなかろう）。
したがって、収束時期あるいは影響期
間については、いずれの企業にとつ
ても、同様であると考えられる。そ
こで、どの企業にとつても同様となる
収束時期あるいは影響期間についての
統一的な指針が必要となろうことを指
摘した。また、そのような収束時期あ
るいは影響期間に関する統一的な指
針が設定された上で、企業自身が産
業、業種あるいは企業ごとに異なる
パンデミックの影響の程度や収束以
降の企業業績の回復の傾向を仮定す
ることこそが会計情報の

比較可能性の担保に必要となることを
指摘した。たとえば、パンデミックの
影響は、前述のとおり、食料品業では、
外食産業への需要の低下という負の影
響と家庭における需要の上昇といった
正の影響といった、まったく逆の影響
を受けており、このような影響の程度
を見積ることこそ、会計情報の比較
可能性を高めることになろう。

本稿では、パンデミックが宣言されは
じめた2020年3月期を決算とする企
業を中心に、減損損失の実態を明らか
にしてきたが、これ以降、2020年4
から6月においては、「緊急事態宣言」
の影響や2020年7月以降には、第
二および第三波の影響も生じている。
2021年3月期決算に、パンデミック
の本格的な影響が現れるのかもしれない。

また、減損処理がビッグバス会計に
利用されたかどうかという点の厳密な
検証は、減損処理を行った期以降に
その効果が生ずるとい理由から、
パンデミック下での減損処理がその
ような効果をもたらすのかどうか
についても、さらなる検証が必要と
考えられる。

さらに、パンデミックに起因する減
損処理か、あるいはそれ以外の要因
での減損処理かを明らかにすること
やのれん以外の減損損失について、
戻入れが行われないことにより、
景気後退回復後、費用と収益との
対応がなされず、持続可能な利益
が算定されない問題など、様々な
検討課題が残されている。これらの
検討は将来の課題としたい。

(注)

1) 減損会計の典型的な効果は、「稼得利益
(earnings)」が乏しい場合、その期間
以後の稼得利益を増加させる目的で
評価切下げを記録し、その結果、翌
期以後における償却額の負担の減少
により稼得利益を増加させるビッグ
バス会計であることが指摘されて
いる (Alciatore, Dee, Easton and Spear

[1998] p. 1)。

2) なお、当該協議会の正式名称は、「
新型コロナウイルス感染症の影響を
踏まえた企業決算・監査等への対応
に係る連絡協議会」であり、構成
メンバーは、日本公認会計士協会、
企業会計基準委員会、東京証券取
引所および日本経済団体連合会
である。オブザーバーは、全国
銀行協会、法務省および経済産業

- 省であり、事務局は、金融庁となっている。
- 3) なお、日本経済新聞〔2020a〕の見出しは「店舗・工場の減損見送り」とされていたが、この見出しに関して、日本証券アナリスト協会〔2020〕3頁では、減損が見送りとなつてはならず、ミスリーディングであると指摘している。
- 4) これは、2020年9月30日時点において、『新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項』として、その1からその6までが公表されている。
- 5) なお、日本公認会計士協会〔2020b〕6頁では、会計上の見積に影響を及ぼす事象に関する情報として、①WHOがパンデミックを認識したこと、②49カ国あるいは地域に、感染危険情報をレベル3（渡航中止勧告）とし、全世界に対しては、レベル2（不要不急の渡航禁止）としたこと、③4月7日に、当時の安倍晋三内閣総理大臣が「緊急事態宣言」を発出したこと、④事業者の資金繰り支援について、十分な対応を行うことが求められ、企業に対する資金繰りや信用保証の支援が行われる予定であること、および⑤総額約108兆円規模の金融経済対策が実施されることがあげられている。
- 6) Levy〔2020〕p.26においても、パンデミックの問題は、これによる不確実性の高さを生じさせることであるとし、その場合の見積は、より困難となり、かつ信頼性が少ないものとなることを指摘している。
- 7) なお、製造業は、食料品、繊維製品、パルプ・紙、化学、医薬品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器およびその他製品の16業種としている。
- 8) なお、筆者の調査によれば、のれん以外の減損損失計上額の上位10社として、①日産自動車(5,406億円)、②日本製鉄(4,160億円)、③日立製作所(3,821億円)、④JFEホールディングス(2,388億円)、⑤丸紅(2,419億円)、⑥三菱重工業(1,793億円)、⑦ENEOSホールディングス(1,045億円)、⑧MS&ADインシュアランスグループホールディングス(960億円)、⑨本田技研工業(942億円)、⑩三井物産(857億円)および⑩パナソニック(591億円)があげられる。このうち、IFRSs適用企業は、日産自動車とMS&ADインシュアランスグループホールディングス以外の8社であり、IFRSs適用企業の減損損失計上額が巨額になっていることが明らかとなる。
- 9) なお、筆者の調査によれば、のれんの減損損失計上額の上位10社として、①MS&ADインシュアランスグループホールディングス(755億円)、②日立製作所(518億円)、③ディー・エヌ・エー(401億円)、④三井住友フィナンシャルグループ(399億円)、⑤丸紅(368億円)、⑥パナソニック(321億円)、⑦住友商事(317億円)、⑧三菱UFJフィナンシャル・グループ(271億円)、⑨リクルートホールディングス(263億円)、⑩ANAホールディングス(226億円)となっている。このうち、製造業が2社(日立製作所とパナソニック)であり、製造業以外が8社である。さらに、IFRSs適用企業は、6社であり、IFRSsの適用企業の割合が大きいものとなっている。このことは、のれん以外の減損損失計上企業と同様である。
- 10) なお、鉄鋼業には、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、石油・石炭製品、ゴム製品、ガラス・土石製品、繊維製品、パルプ・紙および鋳業を含め、機械製造業には、機械、電気機器、輸送用機器、精密機器およびその他製品を含め、情報通信業には、情報・通信業を含め、不動産業には、建設および不動産を含め、農林水産業には、水産・農林を含め、食品・化学薬品業には、食品、医薬品および化学を含め、販売・サービス業には、卸売、小売およびサービスを含め、運輸業には、陸運、海運、空運および倉庫・運輸関連を含め、

金融業には、銀行、保険、証券・商品先物取引およびその他金融を含め、電力ガス業には、電力・ガスを含めている。

- 11) なお、先行研究として、兵藤・加藤・駒田・中澤・大竹〔2020〕は、2020年4月1日現在、JPX400に採用され、決算期を2020年3月とし、2020年6月30日までに有価証券報告書を提出している196社の有価証券報告書における事業等のリスクを分析している。なお、兵藤・加藤・駒田・中澤・大竹〔2020〕40頁によれば、①操業中止等の事業の停止リスク（125社）、②受注の減少等を含む市場環境等に及ぼすリスク（102社）、③サプライチェーンの中断リスク（39社）、④取引先の信用リスク（19社）および⑤資金調達リスク（9社）に言及している企業が多いことを指摘している。このことから、事業や生産活動の停止、受注の減少やサプライチェーンの分断がリスクとして、懸念されていることが明らかとなろう。本稿では、2020年3月決算を行った東京証券取引所第1部上場企業を分析し、のれん以外の固定資産とのれんの減損損失の計上および減損処理の開示実態を明らかにしている。本稿の貢献は、後述するように、減損損失計上額を業種別あるいは日本基準とIFRSs適用企業別に分析し、日本基準適用企業とIFRSs適用企業において、のれん以外の固定資産とのれんの減損損失計上額に差があることを明らかにしていることにある。さらに、減損処理の開示実態から、パンデミックの収束時期あるいは影響期間の見積について、各企業にバラツキがあることを明らかにし、収束時期についての指針が、会計情報の比較可能性の観点から、必要であることを指摘していることにある。
- 12) なお、本稿では、2020年第1四半期や2020年第2四半期の決算については、検討していない。これらについては、将来の課題としたい。

- 13) なお、Levy, H.B〔2020〕p.29では、アメリカにおけるパンデミックの影響として、収益の減少、サプライチェーンの分断、事業の閉鎖、労働の停止、金融市場における変動性、信用リスクへの暴露の増加および費用の増加を含んでいることを指摘し、これらが資産の減損の指標となる可能性があることを指摘している。また、多くの旅行業、観光業、小売業、エンターテインメント業およびその他の営利企業は、事業活動の深刻な低下を経験していることを指摘している。Hayder, Salah and Ali〔2020〕p.160では、イラクにおけるパンデミックの影響として、株価の下落、製造工場の閉鎖、商業店舗の閉鎖、多くの商品やサービス（食料品や医薬品以外の）に関する需要の低下を引き起こし、これが減損処理のトリガーとなることを指摘している。
- 14) なお、前述の兵藤・加藤・駒田・中澤・大竹〔2020〕43～44頁によれば、90%以上が追加情報を開示している業種として、不動産業、運輸業および資源業（本稿でいう機械製造以外の製造業）をあげ、60%以上の業種として、機械製造業、販売・サービス業および情報通信業をあげ、かつ50%以下は、金融業あるいは電気ガス業ということを明らかにしている。これにより、パンデミックの影響を受けやすい業種は、追加情報の開示割合が高いことが推察されよう。
- 15) 兵藤・加藤・駒田・中澤・大竹〔2020〕45頁では、収束時期あるいは影響期間について、6ヶ月以内としている企業が56社（40.6%）、1年以内としている企業が43社（31.2%）、1年を超えとしている企業が2社（1.4%）、年月の記載のない企業が14社（10.1%）および記載自体のない企業が23社（16.7%）であることを明らかにしており、本稿と同様に、仮定のバラツキがみられる。
- 16) なお、企業が自ら仮定を置くことの困難性は、収束時期あるいは影響期間に複数の仮

定を置いている企業が存在することからも明らかとなる。具体的には、機械製造業に区分されるシャープでは、「固定資産の減損判定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が少なくとも翌連結会計年度も一定期間継続するとの仮定を置き、当該影響を考慮した複数のシナリオに基づく将来キャッシュ・フローを用いて会計上の見積りを行って（シャープ株式会社〔2020〕71頁）」いることを開示している。また、小売業の丸井では、「当社グループではその（新型コロナウイルス感染症による：筆者挿入）影響期間について、翌連結会計年度の店舗の営業を2ヵ月から3ヵ月間休業することに加え1ヵ月間程度の営業時間の短縮を行い、その後は最短で2020年10月、最長で2021年10月までの期間をかけて徐々に従来の業績基調に回復するものと仮定し、翌連結会計年度の各セグメント利益への影響を（…略…）試算（株式会社丸井グループ〔2020〕64頁）」しているとし、最短と最長の複数の仮定を置いている。

- 17) Ozili〔2020〕は、パンデミック中に利用される恐れのある会計技法として、①公正価値会計、②ビッグバス会計、③利益平準化と損失回避および④利益増加の利益管理の回避を検討している。なお、Fiechter and Meyer〔2010〕p.15では、2008年の金融危機において、公正価値測定の裁量性がビッグバス会計に用いられているかどうかを検証し、2008年以前に、業績が悪化傾向であった銀行は、その他の銀行（コントロールグループ）よりも、著しく裁量性の高いレベル3の公正価値による損失を報告しており、公正価値測定の裁量性がビッグバス会計に利用されていたことを明らかにしている（なお、この点については、大日方〔2012〕112頁も参照のこと）。このことは、減損処理の裁量性と減損損失の戻入れにも当てはまると考えることができよう。さらに、Levy

〔2020〕p.26では、減損処理以外で、偶発損失の引当てを行う場合において、ビッグバス会計が意図される可能性があることを指摘している。なお、わが国において、政府による景気刺激策や救済資金については、前述したように、日本公認会計士協会〔2020b〕6頁を参照のこと。

- 18) IFRSsに、のれんの規則的償却を再導入するかどうかのための討議資料がパンデミック中の2020年3月に公表され、規則的償却を支持する観点と減損処理のみの適用を支持する観点からの議論がなされている。これについては、橋本〔2020〕85～87頁を参照のこと。なお、橋本〔2020〕86～87頁では、規則的償却を再導入するか、あるいは減損処理のみを適用するかの議論は曲折が多く、仮に、規則的償却が再導入された場合でも、償却期間の決定、上限あるいは償却方法などの議論が必要であることを指摘している。
- 19) なお、Levy〔2020〕p.29では、どれくらいの長さでパンデミックの影響が持続するのであるかということやそれらの広がりがある程度となるのであるかということとは不確実であると指摘している。
- 20) なお、Sprouse〔1978〕p.71では、比較可能性（comparability）とは、類似の状況には同じ会計処理が行われ、異なる状況には異なる会計処理が行われる意味を有していることが指摘されている。また、IASB〔2020〕paras. 2.25および2.27では、比較可能性は、利用者が諸項目についての類似や相違を識別し、かつ理解することを可能にする質的特性であるとし、かつ情報が比較可能性を有するためには、同様のものが同様に見えなければならず、かつ異なるものが異なるように見えなければならないことを指摘している。本稿での類似性は、収束時期あるいは影響期間の仮定であり、相違性は、影響の程度や収束後の回復（回復するかどうかも含めて）の仮定であると考えている。

- 21) ただし、WHOにより、パンデミックが宣言されたのが2020年3月11日であり、COVID-19自体についても正しい知識が不足している状況があり、かつ多くの企業の決算期と重なるこの時期に、収束時期あるいは影響期間についての統一見解を示すことや業種や産業ごとの指針を示すことが非常に困難であった可能性もあったため、企業独自の仮定を設けざるを得なかったとも考えらえる。

(参考文献)

- 浅野敬志〔2018〕『会計情報と資本市場－変容の分析と影響－』中央経済社。
- 浅野敬志・大坪史尚〔2014〕「取得のれんの償却に関する一考察－保守主義の視点から－」『会計』第186巻第4号、60～74頁。
- 大阪瓦斯株式会社〔2020〕『第202期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 大日方隆〔2012〕「第3章 公正価値会計の拡大」大日方隆編著『金融危機と会計規制－公正価値測定 の誤謬』中央経済社、81～122頁所収。
- 亀田製菓株式会社〔2020〕『第63期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 株式会社丸井グループ〔2020〕『第84期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 金融庁〔2020〕『新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について』金融庁。
- 企業会計基準委員会〔2020〕『第436回企業会計基準委員会（2020年6月26日開催）議事概要 会計 上の見積を行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方』企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会〔2002〕『固定資産の減損に係る会計基準』企業会計審議会。
- 倉敷紡績株式会社〔2020〕『第212期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 小賀阪敦〔2020〕「企業会計基準委員会の新型コロナウイルス感染症への対応」『季刊 会計基準』第69巻、45～50頁。
- シャープ株式会社〔2020〕『第126期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 東京瓦斯株式会社〔2020〕『第220期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 東京電力ホールディングス株式会社〔2020〕『第96期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- ニッパ株式会社〔2020〕『第91期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 日本経済新聞社〔2020a〕『日本経済新聞』3面、2020年4月3日朝刊、日本経済新聞社。
- 日本経済新聞社〔2020b〕『日本経済新聞』5面、2020年8月18日朝刊、日本経済新聞社。
- 日本経済新聞社〔2020c〕『日本経済新聞』15面、2020年9月26日朝刊、日本経済新聞社。
- 日本公認会計士協会〔2020a〕『新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その1）』日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会〔2020b〕『新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その2）』日本公認会計士協会。
- 日本公認会計士協会〔2020c〕『新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その6）』日本公認会計士協会。
- 日本証券アナリスト協会〔2020〕『新型コロナウイルス感染症と会計上の見積』日本証券アナリスト協会。
- ハウス食品グループ本社株式会社〔2020〕『第74期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。

- 橋本尚〔2020〕「コロナ禍の会計・内部統制・ガバナンスの課題」『会計・監査ジャーナル』第783号、84～91頁。
- 兵藤伸孝・加藤大輔・駒田亮・中澤範之・大竹勇輝〔2020〕「2020年3月期有報におけるコロナ禍関連の開示分析」『旬刊 経理情報』第1589号、38～51頁。
- 前原康宏〔2020〕『新型コロナウイルス感染症と企業開示について』日本証券アナリスト協会。
- マツオカコーポレーション〔2020〕『第64期（自2019年3月至2020年3月）有価証券報告書』金融庁。
- 吉田武史〔2006〕「減損会計モデルの構造とその意義」『商学集志』第76巻第3号、35～54頁。
- 吉田武史〔2018〕「減損損失の戻入れの経済的実態と経営者の意図」『商学集志』第88巻第3号、1～21頁。
- Accounting Standards Board of Japan（：ASBJ）〔2017〕*Agenda Paper, Possible Approach for Addressing the “Too Little, Too Late” Issue*, ASBJ., 企業会計基準委員会訳〔2017〕『(仮訳) アジェンダ・ペーパー「Too Little, Too Late」問題への対処として考えられるアプローチ』企業会計基準委員会。
- Aliciatore, M, Dee, C.C , Easton, P and Spear, N〔1998〕Asset Write-Downs : A Decade of Research, *Journal of Accounting Literature*, Vol.17, pp. 1～39.
- Beaver, H. W and Ryan, S.G〔2005〕Conditional and Unconditional Conservatism : Concept and Modeling, *Review of Accounting Studies*, Vol.10 No. 2・3, pp.269～309.
- Fiechter, P and Meyer, C〔2010〕*Big Bath Accounting Using Fair Value Measurement Discretion during the Financial Crisis*, Working Paper, University of Zurich.
- Hayder, A.A-M, Salah, M.A-K and Ali A.A〔2020〕Accounting Readings During the Time of Covid-19, *International Journal of Multicultural and Multireligious Understanding*, Vol. 7 Issue. 5, pp.157～166.
- International Accounting Standards Board（：IASB）〔2018〕*Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 2- Qualitative Characteristics of Usefulness Financial Information*, International Financial Reporting Standards Foundation.
- Lax, C and Leuz, C〔2010〕Did Fair Value Accounting Contribute to the Financial Crisis?, *Journal of Economic Perspective*, Vol.24No. 1, pp.93～118.
- Levy, H.B〔2020〕Financial Reporting and Auditing Implications of the COVID-19 Pandemic, Some Practical Guidance, *The CPA Journal*, Vol.91No. 5, pp.26～33.
- Ozili, P.K〔2020〕Accounting and Financial Reporting during a Pandemic, *SSRN Electric Journal*, DOI: 10.2139/ssrn.3613459, pp. 1～8.
- Sprouse, R.T〔1978〕The Importance of Earning in the Conceptual Framework, *Journal of Accountancy*, Vol.145No. 1, pp.64～71.
- (なお、有価証券報告書については、本稿で引用したもののみ掲げている点に留意されたい。)

(Abstract)

In this paper, I examined the condition and disclosure of impairment treatment under the recession phase due to the pandemic caused by COVID-19, and considered its problems. In a pandemic recession, the focus is on the difficulty of accounting estimates, which is assets

impairment. The difficulty of accounting estimates requires the disclosure of various information about uncertainty.

Impairment losses are recorded during the recession caused by a pandemic due to supply chain disruption, sharp decline in demand, difficulty in exporting products, and decrease in the number of customers visiting stores, temporary closure of stores or shortening of time. It is a decrease in sales. However, depending on the type of industries, it may be negatively and positively affected at the same time, making it difficult to determine the impact on impairment loss.

In companies applying IFRSs, the impairment losses other than goodwill causes a large amount and big bath accounting due to permit reversal. On the contrary, the impairment loss of goodwill causes the “too little too late” problem because reversal is prohibited.

It is difficult for a company to assume the influence of a pandemic period, and the comparability of accounting information may not be guaranteed. In order to ensure comparability, a guideline on pandemic periods that is similar for all companies is needed. It is required to judge the degree of the impact of pandemic and the recovery of corporate performance after pandemic as the company’s own assumption.

